

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 2 7 号

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５５年小牧市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

第１０条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

附 則

- １ この条例は、規則で定める日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に存する改正前の小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例第６条に規定する印鑑登録原票は、改正後の小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例第６条に規定する印鑑登録原票とみなす。